

市民後見人養成講座 終了報告

第10回市民後見人養成講座（6月16日～10月20日）が無事終了しました。今回は安芸区民文化センターでおこない、受講者13名、修了者12名と参加者は多くないものの高い修了率でした。40～80代の参加者から講師への積極的な質問がみられたり、休憩時間に相続や家族の介護などの情報交換をしている姿がみられました。

京都のNPO法人ユニバーサルケアの内藤健三郎先生の講義の一部、最終日の事例検討の演習課題実習の様子、参加者の感想をお伝えします。

<内藤先生の講義>

生活支援？ 委任契約？ それなに？

「委任契約」を加えると、契約締結の日から任意後見受任者による「生活支援」→「身上監護に近い生活支援」が受けられる仕組み。判断力はあっても身体が不自由になったとき、事務手続きや契約、金銭管理など支援を受けられる。後見の対象になる前から委任契約によって同じような支援を受けられるということ。

- ・ 定期訪問による生活状況の見守り
- ・ 物品購入、契約手続き
- ・ 診療、入院手続き
- ・ 老人ホーム等への入所手続き
- ・ 預貯金口座からの払出し、記帳



法定後見の傾向 なぜ最高裁は「成年後見人には親族が望ましい」と言ったのか
制度がスタートした頃はほとんどが親族後見人だったが、近年は第三者77%、親族後見人23%と大きく逆転した。親族の後見人候補者がいても選任されなかったことも多かった。親族が財産を流用した事例もあったが、第三者も不正が続いた。再度「親族が望ましい」となったのは、専門職後見人では身上監護がなかなか機能していないこと、数が不足していることがあげられるが、実際に親族後見人が増えているかという現実には程遠い。また後見をしてくれる親族がない場合（身寄りがないなど）も増えてきている。

<事例検討 課題実習>

4～5名のグループに分かれ、テキストにある演習課題を検討しました。自宅を離れたくない本人（認知症）、グループホーム入居をすすめる福祉関係者と選任された後見人という課題では、本人の意向にそぐわないことはいけない、年金額ではグループホームの生活費が足りないどうしよう、他に自宅生活を維持するためにどんなことができるかなど色々な意見が出ていました。お金が足りないということについては講師から「持家」というキーワードに着目すれば、売却してお金を工面することもできるとのアドバイスがありました。受講生には気持ちに寄り添う視点がみられるとお褒めの言葉をいただき、専門職とそういった市民後見人のペアで活動する意義を話されました。



<参加者の感想>

- ・ 実体験にもとづいた講師、ふだん聞くことのない弁護士などの専門職の話やエピソードは勉強になった。
- ・ スケジュールがきびしく、もっとゆっくり話が聞けたらいいと感じた。
- ・ 地元で任意後見についてのNPOを立ち上げる準備中で、今回の講座をもとに次のステージへ進みたいと思っている。
- ・ 信託や法律は苦手分野なので、しっかり勉強しても理解不足だった。
- ・ 勉強すればするほど後見人は大変だ、一筋縄ではいかないと重く受け止めるようになった。



会員のみなさんの活動紹介

市民後見人としての活動

Aさんの場合



精神科に入院されているZさんの市民後見人として活動している。その病院では後見や「市民後見人」になじみや理解がなかったようで、訪問や連絡調整のたびに説明をしたり、連絡がうまくできなかったりと関係や体制づくりに数か月かかり苦労をした。病院には様々なスタッフがいて身のことは看護師、お金のことは事務など別々の部署があり、またその異動もあり、Aさんの存在を認知してもらうまでも大変だった。Zさんは高齢になり身体的にも困難がでてきたため車椅子をつくることになったが、その連絡調整に時間がかかった。Zさんは介護拒否の場面もできたり、心身の状態には不安を感じている。出会って一年半余り、Aさんが訪問し帰っていく時、Zさんは姿が見えなくなるまで手を振って見送ってくださる。

Bさんの場合

グループホームに入居のWさんを月1、2回訪問している。2名で後見活動をおこない、Bさんは身上監護で主に話し相手となっており、もうひとりが金銭管理や手続き等をおこなっている。



Wさんは以前はしたいことが色々あったが、最近は少し元気が少なくなり、今までのように「～でなければ」といった思いが減りつつあるが、そのぶん穏やかになってきた面もある。むかしの話を聞いたり、ふだんの会話の内容や様子からWさんの思いをくみ取るようにしている。何がしたいのだろう、どうやったら快適に過ごせるのだろう。ホームのスタッフともコミュニケーションをとり、Wさんの思いに寄り添いながら活動している。

生活支援の活動

Cさんの場合 → 外出支援、コミュニケーション



高齢者賃貸住宅に暮らすYさんのところへ2名交代で週3日訪問している。車椅子で散歩にでかけたり、Yさんの自宅へ帰宅の付き添い、外出（美容院やカラオケなど）に同行。Yさんは友人が多く、自宅に帰ると友人や親族がたずねてきておしゃべりを楽しんでいる。

関わり始めた当初は元気や意欲がなくしょんぼりした様子だったが、出会って半年余りだが良い表情を見せてくれるようになり、意欲が出てこられたように感じる。高齢者住宅ではスタッフは業務に追われYさんとコミュニケーションをとる時間もなさそうである。Yさんは要介護5の状態であるため、できるだけ現在の心身の状態を維持してほしい、そのためにできるだけYさんの要望に添いたいと感じている。

Dさんの場合 → 「委任契約」による身上監護的生活支援

高齢者住宅に暮らすXさんを月に2回訪問。Xさんは今年から介護保険の負担額が2割になってしまい生活が苦しくなる。ケアマネジャーと役所に行き相談すると障害者控除の対象となること、それに伴って税の還付申請ができること等手続きがたくさんあり大変だったがとても勉強になった。また配食



を全く食べていなかったのが気になっていて1日1食にしなにかと提案してみた。他の2食を食べたいものをヘルパーに買ってもらうことで、きちんと何かを食べること、配膳による見守りを確保すること、支出を減らすことなどをケアマネたちと相談した。コンビニで買って来てもらった「かつ丼がおいしかった」と言われて、少しほっとした。決断をするとき、Xさんは同意されたものの、最後は私に決めてほしいと言われ戸惑ってしまった。私がXさんの意思を誘導してはいないけど、心細くて頼っておられるような様子があった。